

3 これまでのまとめ

介護保険料は、松前町の高齢者が、介護サービスをどのくらい利用するかによって変わります。

サービスの利用の仕方にもよりますが、施設サービスより、在宅サービスの方がかかる費用は低くなります。

しかし、保険料をあげないようにするために、必要なサービスを利用しないで家族だけで介護をしたり、我慢をしていると結果的に、家族が介護疲れで倒れたり、介護の手間がかかるようになり、仕方がなく施設に入所しなければならなくなったりします。

必要なときに、必要な（適切な）

サービスを受けること、無理をしすぎないように、長い目で見ていくことが大切です。

高齢者になっても、普段から健康に気をつけ、趣味の活動やボランティア活動などの生きがいを見つけて、元気で生活することが、松前町の介護保険料の上昇を抑えることにつながります。そしてなによりも高齢者の方々にとって最も幸せなことではないでしょうか。



介護サービスの利用者負担の軽減について

低所得で、サービスの利用者負担の支払いが困難な方は、「社会福祉法人による利用者負担の軽減措置事業」や、「松前町利用者負担補助制度」などが受けられる場合があります。利用料の支払いに困っている方は、役場介護保険課介護給付係までご相談ください。

問い合わせ

役場介護保険課介護給付係

☎ 985-4115

住宅改修・福祉用具購入についての注意

介護保険では、在宅で介護を受ける方の住宅改修や福祉用具の購入について、かかった費用の9割が払い戻されますが、その手続などについては注意が必要です。

住宅改修について

住宅改修の対象となる工事は次のとおりです。

- ① 手すりの取付け
- ② 床段差の解消
- ③ 床材の変更
- ④ 扉の取替え
- ⑤ 便器の取替え

以上の工事です。改修工事が対象ですので、新築や増築に伴う工事は対象となりません。また、既存の設備が古くなったための工事も対象とはなりません。ご注意ください。

また、住宅改修費用の限度額は、被保険者一人に対して20万円です。

住宅改修をされる場合は、事前に見積書・着工前の写真（日付入り）図面などを持って役場介護保険課介護給付係で事前承認を受けてから住宅改修にとりかかるようお願いいたします。

事前承認は、保険給付の対象工事か否か、書類の整備状況、保険から給付される額などを事前に確認することによって支払いのトラ

ブルを避けるためのものです。ご協力をお願いします。

福祉用具の購入について

福祉用具の購入について、対象となる品目は次のとおりです。

- ① 腰掛便座
- ② 特殊尿器
- ③ 入浴補助用具
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動用リフトのつり具の部分

以上の品目です。福祉用具の購入は、既存の用具が古くなったために買い換える場合は対象になりません。

福祉用具購入費用は、1年度間で10万円が限度となっています。

また、福祉用具は種類も多く全ての用品が対象になるとは限りません。不安がある場合は購入前に役場介護保険課介護給付係へ確認してください。

住宅改修・福祉用具の購入には、要介護認定が必要です。認定前の工事や購入は支給の対象になりません。ご注意ください。

問い合わせ

役場介護保険課介護給付係

☎ 985-4115